

県立高等学校将来ビジョン検討会議開催要綱

第1 趣旨

時代の変化や要請に対応するため、10年先を見据えたグランドデザインとなる今後の県立高等学校のあり方についての基本計画を策定することを目的として、県立高等学校将来ビジョン検討会議（以下「検討会議」という）を置く。

第2 構成

検討会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般有識者
- (3) 保護者・団体関係者
- (4) 学校関係者

第3 議長及び副議長

- (1) 検討会議には、議長及び副議長を置く。
- (2) 議長及び副議長は、構成員の中から互選する。
- (3) 議長は、検討会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

第4 検討会議の招集

検討会議は、教育委員会教育長が招集する。

第5 幹事

検討会議には、幹事を置く。幹事は検討会議の事務について委員を助ける。

第6 意見聴取

検討会議は、必要があると認めたとき、その構成員以外から出席を求めて意見を聴くことができる。

第7 ワーキンググループ

- (1) 検討会議には、ワーキンググループを置くことができる。
- (2) ワーキンググループは、専門的事項について意見を集約するために行うものとし、その構成員及び委員長は、教育委員会教育長が別に定める。

第8 検討会議の公開

検討会議は、議長の判断により、検討会議の一部又は全部を公開しないことができる。

第9 庶務

検討会議に関する庶務は、教育委員会高等学校教育課において処理する。

第10 会議録

検討会議は、会議録を作成する。

第11 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附則

この要綱は、平成26年5月22日から施行する